

平成 29 年 8 月

定 例 会 議 事 録

坂出市農業委員会

第1号議案	農地法第3条許可申請	5 件	田 畑	3,289.00 m <sup>2</sup> 1,929.00 m <sup>2</sup>
第2号議案	合意解約	3 件	田 畑	3,466.00 m <sup>2</sup> 3,187.00 m <sup>2</sup>
第3号議案	農地法第4条許可申請	1 件	田 畑	191.00 m <sup>2</sup> 0.00 m <sup>2</sup>
第4号議案	農地法第5条許可申請	4 件	田 畑	4,995.66 m <sup>2</sup> 47.00 m <sup>2</sup>
第5号議案	非農地証明願	2 件	田 畑	78.00 m <sup>2</sup> 16.00 m <sup>2</sup>
第6号議案	農地改良に係る届出	0 件	田 畑	0.00 m <sup>2</sup> 0.00 m <sup>2</sup>
第7号議案	農用地利用集積計画書	11 件	田 畑	18,121.00 m <sup>2</sup> 3,199.00 m <sup>2</sup>
第8号議案			田 畑	m <sup>2</sup> m <sup>2</sup>
合 計		26 件	田 畑	30,140.66 m <sup>2</sup> 8,378.00 m <sup>2</sup>

会 議 名	2 9 年 8 月 定例会		
日 時	平成29年8月18日	場 所	合同庁舎 4階 大会議室

氏 名	出 欠
会 長 11 中村康男	○
会長職務代理 2 大原眞路	○

氏 名	出 欠	氏 名	出 欠
事務局長 細川英樹	○	次長 岡崎伸一郎	○
事務局長補佐 藤井良清	○	書記 坂上祐美	○

農 業 委 員	
氏 名	出 欠
1 木下得代	○
3 三木洋一	○
4 川田一博	○
5 吉田宏明	○
6 山下恭生	○
7 松下良夫	○
8 井上賀博	○
9 岡野孝文	○
10 村井孝彦	○
12 藤本俊彦	○
13 宮本賢一	○
14 猪熊幸雄	○
15 國重幸代	○
16 穴吹秀雄	○
17 梶野和幸	○
18 大西和男	○

18名中 18 名出席

欠席届出

傍聴推進委員 大 西 正 修

河 合 茂 夫

茶 本 恭 弘

濱 崎 郷 廣

三 野 久 米 吉

# 定 例 会 議 事 録

1. 日 時 平成29年8月18日(金) 午前 8時56分～

2. 場 所 坂出合同庁舎 4階 大会議室

3. 議 案 1) 農地法等許認可申請について  
2) その他

事 務 局 長 おはようございます。

定刻がまいりましたので、ただいまより8月の定例会を開催いたします。

事 務 局 長 本日も審議をお願いする案件は、第1号議案から第7号議案  
まで 合計 26 件でございます。

本日、新しい委員さんになりましての初めての定例会でございますので、  
若干説明させていただきますけれど、皆様のご自宅の方に事前に農業委員会  
定例会議案というこちらの議案をお送りさせていただきまして、定例会にお持ち  
くださいとお願いしておりましたけれど、本日お忘れの方はいらっしゃいますか。  
お持ちでない方いらっしゃいましたらお申し出ください。

こちらの議案に基づきまして、審議を進めてまいりたいと思いますので。

お持ちでない方いらっしゃいませんか。

それでは農業委員会定例会議案の1ページ目をお開きください。

本日の審議内容でございますが、第1号議案から第7号議案までありまして、第1  
号議案 農地法第3条許可申請が5件、第2号議案 合意解約が3件という形で  
目次の方に表示しております。

それで、本日お諮りいたします案件は合計で26件でございます。

それから、本日は農地利用最適化推進委員の方も傍聴にお見えになっており  
ますけれども、農業委員会等に関する法律第29条によりまして、総会及び部会  
と推進委員との関係について、総会又は部会は、推進委員に対し、いつでも、  
その活動について報告を求めることができる。第2項 推進委員は、その担当す  
る区域内における農地等の利用の最適化の推進について、総会又は部会の会  
議に出席して意見を述べることができると規定されておりますので、各議案ごとに  
会長職務代理から「ご意見ございませんか」、「ご質問ございませんか」とお諮りし  
ますので、推進委員さんもお質問あるいはご意見がございましたら、挙手をしてい

ただきましてご意見を述べていただくことはできますので、そのことについて申し上げておきます。ただ、最終的な議決権について推進委員の方はございませんので、ご了承いただきたいと思います。

事務局 長

それでは、規定によりまして大原会長職務代理 に以後の議事進行をお願いしたいと思いますので、大原会長職務代理お願いいたします。

大原 会 長  
職 務 代 理

おはようございます。

先ほど局長さんのあいさつにもありましたように、今日は新任の委員さんにより新体制で始まりました。また、右側に推進委員さんが傍聴という形で出席されております。3年間、よろしく願いいたしたいと思います。

本日は、お忙しい中、お暑い中、ご出席いただきましてありがとうございます。

さっそくではございますが、議事に移りたいと存じます。

本日の署名委員を

5番 吉田 委員さんと

6番 山下 委員さんの お二人をお願いします。

次に、今月の現地調査につきましては、

1番 木下 委員さん

3番 三木 委員さん

4番 川田 委員さんと 私で、昨日の8月17日(木)に

実施しておりますので、のちほど現地調査の報告をお願いしたいと存じます。

では、ただいまより議事に移らせていただきます。

大原 会 長  
職 務 代 理

第1号議案「農地法第3条許可申請」5件を  
議題に供します。事務局の説明を求めます。

— 事務局 長 挙 手 —

事務局 長

第1号議案の事務局説明の前に、大事なことを報告し忘れておりましたので、ご報告いたします。

本日、18名中 18 名全員ご出席頂いておりますので、本定例会が成立していることをご報告いたします。

失礼いたしました。

坂上 書記

それでは第1号議案「農地法第3条許可申請」について  
ご説明いたします。

1番、・・・、面積 155㎡。【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が経営規模拡大により譲り受けるものであります。

2番、・・・、面積 525㎡、合計 1,774㎡。【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が経営規模拡大により譲り受けるものであります。

3番、・・・、面積 546㎡、合計 2,291㎡。【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が経営規模拡大により譲り受けるものであります。

4番、・・・、面積 311㎡、合計 853㎡。【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が譲渡人側の事由により譲り受けるものであります。

5番、・・・、面積 145㎡。【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が経営規模拡大により譲り受けるものであります。

本日の案件5件につきまして譲受人については、農地の耕作状況、  
農機具の所有状況、従事期間、周辺地域との関係等、第3条第2項  
各号には該当しないので許可相当と考えます。

よろしくご審議お願いいたします。

以上です。

大原 会長  
職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第1号議案について  
なにかご意見・ご質問等はありませんか。

山下 委員

議案に、受人反別とありますがこれは何ですか。説明をお願いします。

藤井事務局長補佐

それでは、ご説明いたします。

まず、農地法第3条で農地の所有権移転もしくは農地の貸し借りをする場合、  
坂出市では下限面積、最低限耕作していなければならない面積になりますが、  
それが3,000㎡という事になっております。

今回のように、農地法第3条申請を行う場合には申請地も含めて下限面積の3,000㎡以上耕作していればよいことになっております。

今月の案件で言いますと、2番の方は現在3,000㎡以上耕作をしていないんですが、今回申請した農地を含めると3,000㎡を超えるという事で下限面積を満たすという事になります。

山下委員

そうしますと、この受け入れ反別というのは譲り受ける側が現在所有している面積のことを言うんですか。

藤井事務局長補佐

所有だけに限らず、貸し借り等で借りている面積も含めて現在耕作している面積という事になります。

大原会長  
職務代理

よろしいですか。

山下委員

はい、わかりました。

大原会長  
職務代理

他にございませんか。

村井委員

4番の案件で、申請理由が譲渡人側の事由というのはどういうことですか。

— 梶野委員 挙手 —

梶野委員

譲渡人の方は、元々は私の家の近所に住んでいた方なんです。それで、お父さんが亡くなって、譲渡人は高松市で学校の先生をしているんですが、高松で住宅を構えて向こうで住んでいるので、農地は誰かに頼んで耕作してもらっていた状況なんです。でもお母さんは林田に住んでおったんですが、今年の春に急に亡くなったんです。亡くなってから、農地をどうしようもなくなっただんで、売買することになったらしいんです。それは分かっているんですが、譲受人は8反余り耕作をされているようで、特に問題がないという報告でしたので問題が無ければ特にいいのかなと思います。

大原会長  
職務代理

譲受人は私の地元の農家の方ですが、農業を頑張っているらしいです。

井上賀博推進委員

譲受人はお父さんも含めて3人で意欲的に耕作して、主に野菜を栽培してお

ります。最近お父さんは亡くなりましたけど、後継者の息子さん夫婦は引き続き意欲的にやっております。

大原会長  
職務代理

そういう事ですが、よろしいですか。

村井委員

はい、わかりました。

大原会長  
職務代理

他に何かございませんか。

— 事務局長 挙手 —

事務局長

あと補足させていただきますけれど、坂出市の下限面積について3,000㎡と申し上げましたけれど、1号議案の1番について瀬居町の案件がございまして、その受人反別が1,185㎡で今度所有権移転するところが155㎡、両方を足しても3,000㎡ございませんけれど、坂出の島しょ部、瀬居、沙弥を含みます与島、櫃石、岩黒などございますが、島しょ部については下限面積が1,000㎡となっております。

大原会長  
職務代理

ほかに何かございませんか。

各委員

【異議なし】の声あり

大原会長  
職務代理

特にご異議もないようですので、第1号議案「農地法第3条 許可申請」5件につきましては、原案どおり承認とさせていただきます。

大原会長  
職務代理

続いて、第2号議案「農地法第18条 合意解約」3件を議題に供します。事務局の説明を求めます。

坂上書記

それでは、第2号議案「農地法第18条 合意解約」について、ご説明申し上げます。

1番、…、面積 528㎡。【議案読み上げ】



2番、…、面積 3,187㎡。【議案読み上げ】

3番、…、面積 638㎡、合計 2,938㎡。【議案読み上げ】

本件は、第4号議案 3番と関連しております。

以上です。

大原会長  
職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第2号議案につきまして  
ご意見・ご質問等はありませんか。

— 藤井事務局長補佐 挙手 —

藤井事務局長補佐

ここでも一つ補足説明をさせていただきます。

2番の川津町字奥で地目が山林となっておりますが、農地法は登記地目が農地もしくは現況が農地の場合に適用されることになっております。

2番については、以前に農地法第3条許可申請で賃借権を設定し貸し借りをしておりまして、農地法第3条で許可を受けた場合、金銭等のやり取りのない使用貸借権は期間が過ぎれば貸し借りが終了するんですが、金銭等のやり取りがある賃貸借は手続きを行わない限り同一条件で自動更新することになっておりまして、2番の案件におきましても手続きが行われず自動更新になっていたものと思われます。

また、農地法第3条申請ということで、申請当時に現地調査を行った際には蜜柑等の果樹を作っていて畑の状態で利用していたという事で、3条が許可になったと思われます。しかし、期間満了から10年以上が経過して現況は山林状態に戻っており、当事者たちも期間満了で契約が終了したと思っていたようですが、契約が継続されているという事で合意解約の提出がありました。

以上です。

大原会長  
職務代理

なにかご意見・ご質問等はありませんか。

各委員

【異議なし】の声あり

大原会長  
職務代理

特にご異議もないようですので、第2号議案「農地法第18条  
合意解約」3件を受理し、処理してまいります。

大原会長  
職務代理

続きまして、第3号議案「農地法第4条許可申請」1件を  
議題に供します。

なお、第3号議案については現地調査を実施しておりますので  
1番 木下 委員 さんに現地調査の報告をお願いいたします。

[現調委員]

<現地調査報告>

木下 委員

失礼します。昨日農業委員4名と事務局2名の計6名で現地調査へ  
行ってまいりましたので、報告させていただきます。

1番、・・・、面積 177㎡、合計 191㎡。【議案読み上げ】

申請地は、江尻町 字本村 坂出警察署から北へ約180m、市立江尻  
保育所から西へ約180mにあり、前田外科の裏にありました。

無断転用の有無は、無断転用です。

転用目的は、駐車場に使われておりました。

申請理由につきましては、昭和53年に隣接地に共同住宅を建築した際に、  
本申請地を駐車場用地として造成利用してきたが、このたび無断転用であ  
ることが判明しました。それにより無断転用を解消するため本申請を行って  
おります。

農地の区分は、都市計画により用途が第1種中高層住居専用地域と定めら  
れている第3種農地に該当しております。

周辺農地への影響として、被害防除については現況と計画書から適切であ  
り、周辺農地への影響は少ないものと思われれます。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できます。

その他として、始末書の提出をいただいております。

以上です。

大原会長  
職務代理

ありがとうございました。

ただいま 木下 委員 さんより 現地調査の報告がありましたが、事務局の  
方で補足説明がありましたらお願いいたします。

岡崎 次長

第3号議案「農地法第4条許可申請」について、ご説明させていただきます。  
まずこちら、農地法第4条許可申請というのは、先日の業務説明会でも説明させていただきましたが、農地を所有されている方がご自分で農地の転用される場合に許可を取るものでございます。

今回のこの申請の場合は、木下委員さんから説明がありましたとおり昭和53年に共同住宅を隣接する宅地に建設した時に本申請地が農地であったにもかかわらず許可等を取らずに現在まで駐車場として利用してきたことが無断転用であったと判明しましたので、これから許可を取るという事で申請がありました。なお、無断転用の申請には始末書を添付することになっております。

補足説明は、以上です。

大原 会長  
職務代理

ありがとうございました。ただいま事務局より説明がありましたが、第3号議案について、なにかご意見・ご質問等はありませんか。

梶野 委員

もう、38年以上になるんで仕方ないと思います。

宮本 委員

これ、地目はどうなるんですか。

岡崎 次長

現在の地目は田ですけれど、本来であれば先に許可を取って許可後に工事が完了すれば工事完了証明を取り、それを持って法務局で地目を変更を行うという事になりますが、本件については昭和53年頃から既に駐車場として利用しておりますので、転用されているものについて許可を取り、現況に合わせた形で地目変更をするため申請を行っているものであります。

大原 会長  
職務代理

わかりましたか。

宮本 委員

はい。

大原 会長  
職務代理

ほかに何かございませんか。

各 委 員

【異議なし】の声あり

大原会長  
職務代理

特にご異議もないようですので、第3号議案「農地法第4条許可申請」1件につきまして、原案通り承認し、委員会の意見書を添付して県へ進達することと致します。

大原会長  
職務代理

続きまして第4号議案「農地法第5条許可申請」4件を議題に供します。

なお、第4号議案の1番、3番につきましては現地調査を実施しておりますので、1番 木下 委員 さんに再び報告をお願いいたします。

[現調委員]

<現地調査報告>

木下 委員

それでは、引き続き第4号議案「農地法第5条許可申請」の1番から報告をさせていただきます。

1番、・・・、面積 36㎡、合計 1,195.98㎡。【議案読み上げ】

場所は、さきほど3号議案で報告いたしましたところのすぐ隣になります。

無断転用の有無は、あります。

転用目的は、農家住宅の宅地拡張です。

申請理由として、譲受人達は以前より併せて利用する土地である宅地部分に住宅を建て居住していたが、3年前に建て替えのため取り壊したところ、建築基準法上の接道要件を満たしていないことが分かり現在まで住宅を建築できないままの状態となっております。そこで、以前より農地を無断で進入路や敷地の一部に利用していたところについて、無断転用の解消を行うとともに建築基準法上の接道要件を満たし、一刻も早く住宅を建築したいため申請を行った案件です。

農地の区分は、都市計画により用途が第1種中高層住居専用地域と定められている第3種農地に該当しております。

周辺農地への影響は、被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われれます。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できます。

その他として、無断転用による始末書の提出があります。

また、県の担当者と協議したところ、農家住宅の宅地拡張で敷地の合計面積が上限の1,000㎡を超えているが、無断転用の整理ということなので1,200㎡以内で30%以上の利用率を満たしていれば止むを得ないということです。

第3号議案の1番と関連しております。

3番、・・・、面積 638㎡、合計 2,860㎡。【議案読み上げ】

場所は、林田出張所から 南東へ 約350m の位置にあります。

無断転用の有無は、ありません。

転用目的は、分譲住宅10棟の用地です。

申請理由として、譲受人は、坂出市を中心に分譲住宅の販売を行っており、平成28年12月にも加茂町で分譲住宅16棟の農地転用の許可を受けている。

申請地は、譲受人である会社の近くにあり、周辺はここ数年で宅地化が進んでいることから同様の宅地需要が見込めるので申請を行った案件です。

農地の区分は、周辺の状況から第2種農地に該当しております。

周辺農地への影響は、被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われま。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できます。

その他として、開発許可が必要であり、現在、担当課と協議中であります。

転用面積が2,000㎡を超えており、隣接農地関係者の同意書添付あります。

香川県農業会議常設審議委員会諮問案件であります。

第2号議案の3番、第5号議案の2番とも関連しております。

以上です。

大原会長  
職務代理

はい、ありがとうございました。

大原会長  
職務代理

ただいま 木下 委員 さんより 現地調査の報告がありましたが、他の案件と併せて事務局の補足説明を求めます。

藤井事務局長補佐

それでは、第4号議案「農地法第5条許可申請」についてご説明をさせていただきます。

1番から順にご説明いたします。

1番については、ほぼ木下委員さんより報告いただいたとおりですが、譲渡人は譲受人のお母さんになります。

二人が共同で家を建てたいということで、3年ほど前に住宅メーカーにお願いして既存の住宅を取り壊し、建てようとしたところ建築基準法の接道要件を満

たしておらず建てることができなかった。住宅を建築する場合、建てようとする土地が建築基準法上の道路に2m以上接していなければならないという基準がありまして、その基準を満たすために今回申請を行ったものです。

現地は、車庫が昭和53年頃から、進入路については平成12年頃から舗装等して利用していたんですが、手続きができていなかったので今回正式に解消したいという事で、申請があったものです。

この案件についても、先ほどの第3号議案の案件同様無断転用で、始末書の提出をいただいております。

今回の案件は、面積的に多いんですが、通常農地転用の基準としまして非農家の自己住宅、分家住宅も同様ですが500㎡まで、農家住宅でも1000㎡までとなっております。

今回の場合、1000㎡を超えておるんですが、200㎡未満の農地を残しても耕作に不便であるということで、県とも事前協議し無断転用の後仕舞という事で利用率が満たすのであれば止むを得ないので認めていこうという事になりました。利用率とは、建物などが敷地に占める割合で、香川県の基準では全体面積が500㎡までは22%以上、500㎡を超える場合は30%以上が必要であるとなっております。

そういうことで、本件については申請を行っております。

2番、・・・、面積 491㎡、合計 495.66㎡。【議案読み上げ】

転用目的 非農家の自己住宅 用地で、所有権の移転です。

場所は、林田保育園から北東へ 約150m 、総社神社から南西へ 約200m に位置しております。

無断転用は、ありません。

申請理由としましては、譲受人は、現在アパートに居住しているが、子供の成長に伴い手狭になってきたため、母親の老後の世話などしやすい母親の自宅近くで住宅を建築できる農地を探していたところ、母親宅と農道を挟んだ西隣の農地を譲ってもらえる事となったので、所有権移転をして自己住宅を建築するために申請を行った案件です。

農地の区分につきましては、周辺の状況から第2種農地に該当します。

周辺農地への影響は、被害防除については現況と計画書から適切であり、

周辺農地への影響は少ないと考えられます。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できます。

その他としまして、先ほども説明いたしましたとおり非農家の自己住宅で、敷地の合計面積が500㎡以内で22%以上の利用率を満たしているので基準内であると判断しております。

3番についても、先ほど 木下委員 さんから現地調査報告をいただいたとおりなのですが、転用目的についての補足説明をさせていただきます。

分譲には分譲住宅と宅地分譲の2種類の方法があるんですが、旧都市計画の市街化区域につきましてはほとんどが用途地域として第3種農地になっており、用途地域になっているところは宅地分譲という転用方法も可能でありまして、それはどういう方法かと言いますと造成して区画だけ、敷地だけを販売するという方法です。

今回申請のあります分譲住宅につきましては、譲受人が建物も建築して敷地と一緒に販売する方法です。ですから、造成が出来たら完了というわけではなく、建物ができて販売できる状況になれば完成という事になります。

今回の申請につきましては、建物を建てて販売する建売分譲住宅であるご理解いただきたいと思います。

譲受人ですが、昨年12月にも加茂町で分譲住宅16棟の農地転用の許可を受けており、既に造成が完了しております。また、それまで許可を受けている分譲住宅についてもすべて販売済みとなっており、会社にも近いこの申請地周辺でも許可を受けて販売した案件があるので、今回その周辺で分譲住宅を販売したいということで申請があった案件です。

全体面積が実測で1000㎡を超えると開発許可が必要という事で、開発許可を受けるために都市整備課の担当者s協議中であると聞いております。

今回の場合面積が2000㎡を超えております。その場合は隣接農地関係者の同意書の添付が必要となっておりますので、今回添付してもらっています。同じく2000㎡を超えた場合は、香川県農業会議が開催しております常設審議委員会に諮問をして承認を受けなければならないという事になっておりますので、今回の案件については諮問を行うこととなります。

4番、・・・、面積 1,493㎡。【議案読み上げ】

転用目的 分譲住宅 5棟の建売分譲用地となっており、一部セットバック、道路後退を行うところがございます、その部分も申請地になります。

場所は、林田出張所から 南へ 約400m に位置しております。

無断転用は、ありません。

申請理由としまして、譲受人は中讃地域を中心に分譲住宅の販売を行っている不動産業者であるが、今般、林田小学校近辺で分譲住宅の相談が5件以上あり、5棟分の販売が見込めると判断したので申請を行った案件です。

農地の区分につきましては、周辺の状況から第2種農地に該当します。

周辺農地への影響は、被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないと考えられます。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できます。

その他としまして、開発許可が必要であり、現在、担当課と協議中となっております。

以上です。よろしくご審議をお願いします。

大原会長  
職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第4号議案について  
なにかご意見・ご質問等はありませんか。

— 村井委員 挙手 —

村井委員

はい、1番については、それだけ大きな農家さんが無断転用を行っていたという事がどうして周辺に分からなかったんですかね。

藤井事務局長補佐

はい、こちらの場合におきましては地域的な要因もありまして、旧の市街化区域だったという事で無断転用を行った当時は届出という制度がございまして、許可まで必要がなかった案件なんです。農地を農地以外にするという届出を出せばそれで終わっていたという案件でございまして、現在は都市計画の線引きが廃止になり、すべてが許可制度となったことで県の許可を受けないと後仕舞ができないという状況になっております。

村井委員

それと、1000㎡を超える面積の場合は都市整備課での開発許可を受けなければならないという事ですが、それは並行してではないんですか。

藤井事務局長補佐

開発が必要な案件につきましては、農地転用と開発は同時許可という事になっております。



村井委員

同時許可ですね。

藤井事務局長補佐

他法令での許可が必要な場合、その許可がないと農地転用の必要がなく  
なることも考えられるので、農地転用の許可だけがおけるとい事はありません。  
特に開発許可については、開発の方で農地法よりも厳しい基準がございます  
ので、農地転用の許可は開発と同時許可という事になっております。

村井委員

はい、わかりました。

大原会長  
職務代理

その他に何かありませんか。

各委員

【異議なし】の声あり

大原会長  
職務代理

特にご異議もないようですので、第4号議案「農地法第5条許可  
申請」4件について、原案通り承認し、うち3件につきましては委員  
会の意見書を添付して県へ進達し、3番の案件につきましては、転  
用面積が 2,000㎡以上ということで、8月28日に農業会議が開催  
します常設審議委員会に諮りたいと思います。

大原会長  
職務代理

続きまして、第5号議案「非農地証明願」2件を  
議題に供します。

なお、第5号議案 2件につきましては、現地調査を実施して  
おりますので 3番 三木委員さんに現地調査の報告を、お  
願いいたします。

[現調委員]

<現地調査報告>

三木委員

それでは、第5号議案「非農地証明願」の現地調査について  
報告をいたします。

1番、・・・、面積 16㎡。【議案読み上げ】

所在する位置は、市立松山幼稚園から北へ、さぬき浜街道を超え約600mに  
ある、銚公民館から北に約100mのところの位置しております。

申請理由は、年月日不詳ではありますが農地法施行以前から墓地として利用していたためであります。

現地調査の結果 現地に建立されているお墓の状況から、明治20年代より墓地として利用していたと思われる。

2番、・・・、面積 78㎡。【議案読み上げ】

所在する位置は、林田出張所から 南東へ 約350m に位置しており、先ほど審査いたしました第4号議案 3番の土地に隣接しております。

第3号議案 2番の隣接地であります。

申請理由は、以前から隣接する東側水路の泥あげ場として利用していたためであり、現地調査の結果、全長約78m、幅員約1m部分が泥あげ場として利用されておりました。

以上です。

大原会長  
職務代理

ありがとうございました。

三木 委員 さんより 現地調査の報告がありましたが、事務局の方で補足説明がありましたらお願いいたします。

岡崎 次長

第5号議案「非農地証明願」について、ご説明させていただきます。

現況については、さきほど三木委員さんよりご報告のあったとおりでございますが、補足としまして非農地証明というものについてご説明をさせていただきます。

登記の地目は農地のままで残っておりますが、現況が農地のままではない状況について地目変更するために証明を受けて行うものでございます。なお、これについては、先ほど4条、5条とありましたが、転用が必要な場合は転用の許可を取っていただくんですが、そうでないものについて非農地証明という形とって地目を変えるために証明するものでございます。

以上です。

大原会長  
職務代理

ただいま事務局より補足説明がありましたが、第5号議案についてなにかご意見・ご質問等はありませんか。

各 委 員

【異議なし】 の声あり

大 原 会 長  
職 務 代 理

特にご異議がないようですので、第5号議案「非農地証明願」2件について、原案どおりこれを受理し、処理してまいります。

大 原 会 長  
職 務 代 理

続いて、第7号議案「農用地利用集積計画書」11件を議題に供します。事務局に、第7号議案の説明を求めます。

坂 上 書 記

それでは、第7号議案「農用地利用集積計画書」11件についてご説明いたします。

今月は新規に農地の貸借をする案件が5件、更新が0件、再設定が6件で、そのうち認定農業者による利用権設定の締結が1件となっております。

以上、農用地利用集積計画書11件は、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。よろしくご審議お願いします。

以上です。

大 原 会 長  
職 務 代 理

ただいま事務局より第7号議案について説明がありましたが、なにかご意見・ご質問等はありませんか。

— 松下委員 挙手 —

大 原 会 長  
職 務 代 理

はい、どうぞ。

松 下 委 員

1番から8番について、農地機構が借受人になっておりますけど、実質の借受人が分からないまま我々は検討しとんじや。  
農地機構が借り受けて耕作するのではないんじやけん。ただはっきり言うたら農地機構は名目だけ。集積したのを話し合っただけの契約ができたのをまとめただけという状況でないかと思う。そこで、借受人の実質的な名前なりが本当は必要なんではないかと思う。

大原会長  
職務代理

これは、実際に耕作している人の名前を出すことはできないかという話で  
すかね。

松下委員

実際に作っている人がはっきりしとった方が連絡がとりやすいんじゃないか。  
ただ、何件ありました、こうですというんであれば検討のしようがないんじゃないか。

大原会長  
職務代理

この話については以前にもあったんですけど、どんなんですかね。

— 事務局長 挙手 —

事務局長

昨年でしたか、実際には農地機構が借受人になっているけれども、こちらに  
出てくる時点で実際の借受人が分からないかということがありまして、これを調  
べましたところ農業委員会としては、貸付人から農地機構についての貸し借  
りの利用集積は議案に出てくるんですが、これを裏どりする権限が農業委員  
会にはないです。で、貸し借りが進んでいくということについては農業委員会  
として利用集積の中であらわさせていけるので、利用上は農地機構が借り受け  
て2年間は農地機構が借りたままにしているということも理論上はあるんですが、  
実際には次の借り手が見つかった案件についてこうやって出てくるのが現状で  
す。ただ、前回お申し出があった際にも地域の方にとっては実質の耕作者が  
分かった方が便利がいいというのが現実かもしれないんですけども、農業委  
員会としてはそこまで踏み込む権限がないという事を確認しております。

大原会長  
職務代理

事務局の話では、農地機構が実際の借り手が見つからずに2年間ももっ  
ている場合もあり、農業委員会としてはそこまでの権限がないという事でござい  
ますが、いかがでしょう。

松下委員

新規はそうかもしれんけど、ほとんどが再設定でそれが分からんという事は  
ないじゃろう。

村井委員

私も、今年農業委員に復帰したばかりやけども、一つ言えることは責務が  
はっきりしていないということ。

それともう一つは、集積計画そのものが本当に農業委員会の責務ですか、

それとも地方自治体の責務ですか。基本的には農業委員の使命になっとんです。ただね、集積の計画というのは自治体にもあるんですよ。結局告示したりするのは自治体の責務なんですよ。だけどそういう行為もしてないよね。しているの。

事務局長 告示とかですか。

村井委員 はい。

事務局長 市長名で告示をしております。

村井委員 結局、行政がしておく訳なんですよ。そういう使い方をする。今度は農地の請け負いの配分計画というのがあるのは知ってますか。これは、中間管理機構が作らないといかん。それは現実にはありません。まだ2年間の中で配分計画を作るほど坂出市の中でもしくは県下で農地を求めている人達を配分する計画もないわけです。というのも、まだ中間管理機構というところはスタートしたばかりでしっかりした機能ができていないんじゃないかなという所感もっています。

それともう一つは、対応としても農業委員会が情報を持って来いよという姿勢論があるもんだから、それはちょっとおかしいぞというところがある。情報を集めて連携してやっていかなくてはいけない。

農業委員会として当初やっていた斡旋について、新たに中間管理機構という県単位の組織ができて、それにより効率的で効果的な農地活動をしようというひとつの施策だから。それに対するお互いの姿勢論、言ってみれば人間関係について少し農業委員会とみなさんお互いに勉強しあい人間関係を使ってやらないと年数だけがたっただけでお互いの成熟した組織同士の機能は発揮できないのではないかなと、危惧をしているんです。

どう思われますか。

事務局長 まあ、今回農地利用最適化推進委員さんという新しい委員さんもできて、今回初めてできた役職の方ですので、これから具体的にどのように動いていただくかはまた未定の状態でございます。また、農地機構につきましてもできましたのがつい最近のことでございます、政策としては農業委員と農地利用最適

化推進委員と農地機構の歯車がうまく噛み合って、これらについて情報交換しながら前に向いて仕事ができるようになればいいと思います。その際に初めてのケースでございますから色々問題も具体的には出てくるかと思えますけど、なるべく話し合い情報交換のなかで円滑に集積が進められたらなと考えてはおります。

大原会長  
職務代理

これは、村井委員さん。基本は優良農地の確保が目的と考えたらいいんですか。

村井委員

目的はどちらも一緒です。

大原会長  
職務代理

農業委員や農地利用最適化推進委員は仲介役でいわば農地の仲人的な役割として、昔でいう上田というものを遊ばすなどというのは全国的な展開ですので、ひとつお願いしたらと思います。

梶野委員

まあ、農地機構と相談して借り手の方に名前を農業委員会に出してもいいかという事を問いかけしてみたらどうですか。

事務局長

何らかの方策がないか、検討してみます。

大原会長  
職務代理

松下委員さん、そういうことでよろしいですか。

松下委員

法律的には書類はこれでおしてええという事であっても、検討せえと言うんだったらそこところは分かっとなら知らせてほしい。

大原会長  
職務代理

そこまで踏み込めないというのが局長さんの説明でして。

松下委員

踏み込めないというでも我々世話している池とか水利とか農道とか土地改良等々の連絡は農地機構へしたんではいかんのや。個人にせないかん。借り受ける個人にせないかんのや。そういう必要があるのにその必要な場所が分からんのでは困るという事を私は言いたい。

大原会長  
職務代理

去年も同じような話が松下委員からあったんですが、局長さんもそれ以

